

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

(3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

(4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(交付目的)

第3条 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所（以下、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「介護サービス事業所」という。）及び介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時には想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1-1、1-2、1-3（以下「別表」という。）の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、事業所・施設ごとに、別表の第4欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とを比較して少ない方の額とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（別表の第4欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。

別表 1 - 1

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）			
			サービス種別	共通	職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合（注4）	
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する県内（中核市の鳥取市除く）の事業所 ・県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ・利用者又は職員に感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ・濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用（事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、宿泊費、損害保険の加入費用、連携先事業所等への利用者の引継ぎ等の際に生じる介護報酬上では評価されない費用等） (2) 通所系サービス事業所が人数制限してサービス実施に係る費用（通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車のリース費等） (3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所以外の代替の場所以て行うサービス実施に係る費用（サービス提供場所の賃料、物品使用料、職員の交通費、利用者の送迎に係る費用等） (4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金等） (5) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所	左記に加えて 537/事業所
				大規模型（Ⅰ）	684/事業所	左記に加えて 684/事業所
				大規模型（Ⅱ）	889/事業所	左記に加えて 889/事業所
			地域密着型通所介護事業所		231/事業所	左記に加えて 231/事業所
			認知症対応型通所介護事業所		226/事業所	左記に加えて 226/事業所
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所	左記に加えて 564/事業所
				大規模型（Ⅰ）	710/事業所	左記に加えて 710/事業所
				大規模型（Ⅱ）	1,133/事業所	左記に加えて 1,133/事業所
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27/定員	—
			訪問介護事業所		320/事業所	—
			訪問入浴介護事業所		339/事業所	—
			訪問看護事業所		311/事業所	—
			訪問リハビリテーション事業所		137/事業所	—
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508/事業所	—
			夜間対応型訪問介護事業所		204/事業所	—
			居宅介護支援事業所		148/事業所	—
			福祉用具貸与事業所		—	—
			居宅療養管理指導事業所		33/事業所	—
			小規模多機能型居宅介護事業所		475/事業所	—
			看護小規模多機能型居宅介護事業所		638/事業所	—
			介護老人福祉施設		38/定員	—
地域密着型介護老人福祉施設		40/定員	—			
介護老人保健施設		38/定員	—			
介護医療院		48/定員	—			
介護療養型医療施設		43/定員	—			
認知症対応型共同生活介護事業所		36/定員	—			
養護老人ホーム、有料老人ホーム	定員30人以上	37/定員	—			
	サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員29人以下	35/定員			

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3)

- ・ 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(注4) 「職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している場合を指す。

別表 1 - 2

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）						
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	別表1-1の「2 対象事業者」以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した事業所（注4）	(1) 通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る経費（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、割増賃金・手当、訪問介護事業所に所属する訪問介護職員による同行指導への謝金、訪問サービスに必要な車等のリース費用、訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費用等） (2) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所				
				大規模型（Ⅰ）	684/事業所				
				大規模型（Ⅱ）	889/事業所				
			地域密着型通所介護事業所	231/事業所	認知症対応型通所介護事業所	226/事業所	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所
			大規模型（Ⅰ）	710/事業所					
			大規模型（Ⅱ）	1,133/事業所					

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、別表1-2で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、事業者からの個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「休業要請を受けた事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3) ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所介護事業所（通常規模型）と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。

(注4) 「当該事業所（通所系サービス事業所）の職員により、居宅で生活している利用者に対して利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

別表 1 - 3

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
<p>(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業</p>	<p>(1) 令和2年1月15日以降に、以下の事業所の利用者の受入や、当該事業所に応援職員の派遣を行った県内（中核市の鳥取市を除く）事業所</p> <p>①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所</p> <p>②利用者又は職員に感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）</p> <p>③感染症拡大防止の観点から、自主的に休業（注4）した介護サービス事業所</p>	<p>(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用（追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用等）</p> <p>(2) 職員の応援派遣に係る費用（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）</p> <p>(3) その他、利用者の介護サービスを確保する観点から、必要と認められる経費</p>	通所介護事業所	通常規模型	268/事業所
				大規模型（Ⅰ）	342/事業所
				大規模型（Ⅱ）	445/事業所
			地域密着型通所介護事業所		115/事業所
			認知症対応型通所介護事業所		113/事業所
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282/事業所
				大規模型（Ⅰ）	355/事業所
				大規模型（Ⅱ）	567/事業所
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13/定員
			訪問介護事業所		160/事業所
			訪問入浴介護事業所		169/事業所
			訪問看護事業所		156/事業所
			訪問リハビリテーション事業所		68/事業所
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254/事業所
			夜間対応型訪問介護事業所		102/事業所
			居宅介護支援事業所		74/事業所
			福祉用具貸与事業所		282/事業所
			居宅療養管理指導事業所		16/事業所
			小規模多機能型居宅介護事業所		237/事業所
			看護小規模多機能型居宅介護事業所		319/事業所
			介護老人福祉施設		19/定員
			地域密着型介護老人福祉施設		20/定員
			介護老人保健施設		19/定員
介護医療院		24/定員			
介護療養型医療施設		21/定員			
認知症対応型共同生活介護事業所		18/定員			
養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員 30人以上	19/定員			
	定員 29人以下	18/定員			

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、別表1-3で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、事業者からの個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3) ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。

(注4) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。